平成２５年（再イ）第３６号

宮崎市東宮２丁目148番地13

再生債務者　荒谷　高志

1　決議に付する再生計画案　平成26年４月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年６月５日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年６月５日まで

平成26年５月８日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第１１８号

名古屋市中川区長良町３丁目117番地　ハイツなが秀１－２

再生債務者　三輪　浩一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年10月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年５月７日

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００１８号

東京都葛飾区青戸３―21―５

再生債務者　涌井　貴司

1　決定年月日時　平成26年５月７日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年６月４日まで

4　一般異議申述期間　平成26年６月18日から平成26年７月９日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第４号

大阪府松原市天美東７丁目12番５―724号

再生債務者　南出　敬広

1　決定年月日時　平成26年５月７日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年６月４日まで

4　一般異議申述期間　平成26年６月11日から平成26年６月25日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号

堺市南区土佐屋台1559番地マーベラス泉ヶ丘Ⅱ206号

再生債務者　池田　賢二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年６月４日まで

平成26年５月７日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１号

北海道旭川市永山２条２丁目４番26号　アスティ22Ａ棟202号室

再生債務者　八尾坂貴之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年６月５日まで

平成26年５月８日　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第２号

鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955番地９

再生債務者　榎園　正輝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年６月５日まで

平成26年５月８日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第112条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定により次のとおり公告する。

1．基金の名称　日本食品分析センター企業年金基金

2．事務所の所在地　東京都渋谷区元代々木町52番１号

3．理事長の氏名及び住所　住吉　雅己　東京都八王子市別所２丁目38番地20

4．実施事業所の名称及び所在地　一般財団法人日本食品分析センター　東京都渋谷区元代々木町52番１号

5．法第112条第１項の認可を受けて基金が成立した年月日　平成26年５月１日

6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　日本食品分析センター厚生年金基金　東京都渋谷区元代々木町52番１号

平成 26 年５月 16 日

東京都渋谷区元代々木町52番１号

日本食品分析センター企業年金基金

理事長　住吉　雅己

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 26 年５月 16 日　京都府教育委員会

1　失効した免許状の氏名、本籍地、授与権者、失効年月日、種類、番号、授与年月日

⑴　木村　圭佑、奈良県、広島県教育委員会、平成26年３月１日、小学校教諭一種免許状、平20小１第391号、平成21年３月23日

⑵　木村　圭佑、奈良県、広島県教育委員会、平成26年３月１日、中学校教諭一種免許状、平20中１第512号、平成21年３月23日

⑶　木村　圭佑、奈良県、広島県教育委員会、平成26年３月１日、高等学校教諭一種免許状、平20高１第847号、平成21年３月23日

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年五月十六日

東京都府中市白糸台六丁目一五番地の二二

（甲）ネクストバトン株式会社

代表取締役　菅　喜嗣

東京都府中市白糸台六丁目一五番地の二二

（乙）有限会社ピー・エイチ・アイ

取締役　菅　喜嗣

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月二十六日

掲載頁　三十九頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月三十日

掲載頁　六十五頁（号外第一六五号）

平成二十六年五月十六日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

（甲）日販アイ・ピー・エス株式会社

代表取締役　牛山　修一

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

（乙）株式会社ＤＩＰ

代表取締役　牛山　修一

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　茨城新聞

掲載の日付　平成二十六年五月十二日

掲載頁　二十三頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年五月十二日

掲載頁　四十頁（号外第一〇三号）

平成二十六年五月十六日

東京都港区南青山二丁目二番三号

（甲）株式会社ジュン

代表取締役　佐々木　進

東京都港区南青山二丁目二番三号

（乙）株式会社ユナイテッドバンブー

代表取締役　佐々木　進

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、この株主総会決議は平成二十六年四月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月二十六日

掲載頁　三十九頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月三十日

掲載頁　六十五頁（号外第一六五号）

平成二十六年五月十六日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

（甲）日販アイ・ピー・エス株式会社

代表取締役　牛山　修一

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

（乙）株式会社ＤＩＰ

代表取締役　牛山　修一